

【産業廃棄物処理施設の種類】

〔施行令第7条〕

処理施設の種類		対象規模	備考		
中間処理	1	汚泥の脱水施設	処理能力 10 m ³ /日 を超えるもの		
	2	汚泥の乾燥施設	天日乾燥以外	処理能力 10 m ³ /日 を超えるもの	
			天日乾燥	処理能力 100 m ³ /日 を超えるもの	
	3	汚泥の焼却施設	次のいずれかに該当するもの イ 処理能力 5 m ³ /日 を超えるもの ロ 処理能力 200 kg/時間 以上のもの ハ 火格子面積 2 m ² 以上のもの	PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く	
	4	廃油の油水分離施設	処理能力 10 m ³ /日 を超えるもの		
	5	廃油の焼却施設	次のいずれかに該当するもの イ 処理能力 1 m ³ /日 を超えるもの ロ 処理能力 200 kg/時間 以上のもの ハ 火格子面積 2 m ² 以上のもの	廃 PCB 等を除く 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く	
	6	廃酸又は廃アルカリの中和施設	処理能力 50 m ³ /日 を超えるもの	中和槽を有するものであること 放流を目的とするものを除く	
	7	廃プラスチック類の破碎施設	処理能力 5 t/日 を超えるもの		
	8	廃プラスチック類の焼却施設	次のいずれかに該当するもの (1) 処理能力 100 kg/日 を超えるもの (2) 火格子面積 2 m ² 以上のもの	PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く	
	8の2	木くず又はがれき類の破碎施設	処理能力 5 t/日 を超えるもの	事業者が設置する移動式のものを除く	
	9	政令別表第3の3に掲げる物質*又はカドミウムを含む汚泥のコンクリート固型化施設	全 て の も の		
	10	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	全 て の も の		
	処理	10の2	廃水銀等の硫化施設	全 て の も の	
11		汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	全 て の も の		
11の2		廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	全 て の も の		
12		廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の 焼却施設	全 て の も の		
12の2		廃 PCB 等又は PCB 処理物の 分解施設	全 て の も の		
13		PCB 汚染物又は PCB 処理物の 洗浄施設又は分離施設	全 て の も の		
13の2		産業廃棄物の焼却施設 (上記3、5、8、12に掲げるものを除く)	次のいずれかに該当するもの (1) 処理能力 200 kg/時間 以上のもの (2) 火格子面積 2 m ² 以上のもの		
最終処分	14	最終処分場	イ. 遮断型最終処分場	全 て の も の	政令第6条第1項第3号(1)から(6)まで及び第6条の5第1項第3号(1)から(6)までに掲げる特定の有害産業廃棄物
			ロ. 安定型最終処分場	全 て の も の (水面埋立地を除く)	政令第6条第1項第3号(1)から(6)までに掲げる安定型産業廃棄物
			ハ. 管理型最終処分場	全 て の も の	イ、ロ以外の産業廃棄物

* 政令別表第3の3に掲げる物質：

水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、PCB、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、有機塩素化合物、銅又はその化合物、亜鉛又はその化合物、弗化物、バリウム又はその化合物、クロム又はその化合物、ニッケル又はその化合物、バナジウム又はその化合物、フェノール類、1,4-ジチオキサン